

えがおと元気のしょうぶ一券取扱店募集要項

新型コロナウイルス感染拡大を受け、外出自粛等が求められ、社会生活に不安を感じているなか、市民の皆様への生活支援及び市内の事業者の皆様への経済対策を目的に、「えがおと元気のしょうぶ一券（以下「振興券」という。）」を配布します。つきましては、振興券が使用できる取扱店を募集します。

【振興券の概要】

発行予定額	約3億6,500万円（約7万3,000人×5,000円）
振興券	額面500円券×10枚綴り
配布対象	令和3年9月1日（水）時点で、碧南市に住民登録がある方
振興券利用期間	令和3年11月1日（月）から令和4年2月28日（月）まで
換金受付	令和3年12月1日（水）から令和4年3月11日（金）まで（土日祝を除く） 年末年始の休業日：12月31日（金）から1月3日（月）まで 通常受付：9時～15時 大型量販店予約枠：15時～16時
換金受付場所	愛知県中央信用組合本店相談コーナー

1 募集期間

一次募集 令和3年9月1日（水）～9月30日（木）

一次募集期間中に申込があった事業所は、振興券郵送時に同封する参加店一覧及び専用ホームページに掲載します。一次募集終了後の申込については、専用ホームページで周知します。

2 参加資格

市内において小売業（製造小売業を含む）、飲食業、理美容業、旅館業等の各種サービス業及び運輸通信業（旅行業を含む）等を営む者で、本商品券の事業に参加を希望する事業所で、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

(1) 碧南市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(2) 地法自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当しない者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者

- (3) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する店舗等の営業を行っていないこと。
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- (5) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (7) 役員等が「自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用」していないこと。
- (8) 役員等が「暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与」していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続き開始の申し立てをしている者又は申し立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申し立てをしている者又は申し立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (11) その他、市が適当と認めたもの。

3 登録方法

振興券専用ホームページの取扱店申込フォームから申請してください。ホームページにアクセスできない方は、振興券専用コールセンター（0566-95-5670）へお問い合わせください。

4 振興券利用の対象とならないもの

振興券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるためには使用できません。

- (1) 出資や債務の支払い

- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペードカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年9月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (5) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、市が適当でないと認めたもの
- (10) その他、取扱店舗が指定するもの。ただし、商品券の利用対象としない商品を取扱店独自に定める場合は、予め利用者が認識できるよう明示する義務を負う。

5 振興券の取扱い及び責務

- (1) 取扱店は、振興券を持参した者に対し、使用期間内に限り、券面記載額相当の物品の販売、サービス等を行うこと。
- (2) 釣り銭は出さないこと。
- (3) 通常の注意をもってすれば偽造及び変造されたものと分かる券や不正に使用されていることが明らかかな場合は、受け取りを拒否するとともに、直ちに碧南市に連絡すること。
- (4) 獲得した振興券は、再流通を防止するため、振興券裏面に店名（ゴム印も可）を記入すること。

6 換金について

- (1) 取引により振興券を獲得した取扱店は、愛知県中央信用組合本店相談コーナーに専用封筒に封入した当該使用済振興券を持参し、所定の換金依頼書を添えて換金を依頼します。換金受付は毎週金曜日（金曜日が休業日の場合木曜日）に締切り、締切日から2週間程度で取扱店が登録申請時に登録した口座へ振込みをします。
- (2) 換金は、ある程度まとめてご請求ください。なお、500枚以上の振興券の換金を行う取扱店については、換金受付に時間がかかることが予測され、換金受付会場の三密対策を図るため事前予約制とします。換金期間中の15時～16時を予約可能枠とします。予約がない場合、換金受付ができない場合がありますので、ご注意ください。
- (3) 換金期間中の11時30分～13時30分は職員が少なくなるため混雑することが予想されま

す。

(4) 換金は必ず愛知県中央信用組合本店相談コーナーへお越しください。市役所での受付、出張受付等は致しかねます。

(5) 換金の最終受付日は令和4年3月11日(金)です。換金期間の終了後はいかなる理由でも対応できません。必ず全ての振興券を期間中に換金していただくようご注意ください。また、3月7日(月)からは換金窓口の混雑が予想されます。計画的な換金をしていただくとともに換金に来られる際はお時間に余裕をもってお越しください。

7 その他

(1) 登録手数料、換金手数料及び振込手数料

無料

(2) 掲示物等

取扱店には、後日、店舗等に設置するためのポスター、のぼり、ステッカーを配布します。

(2) 交換、譲渡及び売買の禁止

取扱店は、振興券の交換、譲渡及び売買を禁止します。また、売買によらない振興券の換金又は当該取扱店に持ち込まれた振興券の自己消費も禁止します。

(3) 登録の取消し

取扱店が上記に違反する行為を行った場合又は碧南市において本振興券発行事業の目的達成の妨げとなる行為と認められる場合は、当該取扱店の登録を取り消すことがあります。

(4) 個人情報

個人情報は、本振興券事業以外には使用しません。